# 生活保護受給者等に対する就労支援の取組について

- 1 生活保護受給者等に対する就労支援施策の経過
  - 〇〔平成 17 年度~平成 22 年度〕生活保護受給者等就労支援事業

ハローワークが福祉事務所等からの要請に基づき、生活保護受給者等に対する就労支援を 行う取組が平成 17 年度から本格的にスタート。

- · 支援対象者[生活保護受給者、児童扶養手当受給者]
- ・支援メニュー[就職支援ナビによる個別相談、トライアル雇用の活用、公共訓練の斡旋など]
- 〇〔平成 23 年度~平成 24 年度〕「福祉から就労」支援事業

平成 20 年のリーマンショック以降、非正規雇用者の離職による住居喪失者など生活困窮者が増加し、いわゆる稼働年齢層の生活保護受給者が急増。このため、平成 23 年度から地方自治体とハローワークの協定書締結による連携強化や就職支援ナビの増配置など、取組の充実を図る。

- · 支援対象者[生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅手当受給者]
- ・支援メニュー[就職支援ナビによる個別相談、トライアル雇用の活用、公共訓練の斡旋、<u>個別求人開拓</u>、 就労後のフォローアップなど]
- 〇〔平成 25 年度~〕生活保護受給者等の就労自立促進事業

生活保護受給者をはじめとする生活困窮者の増加が進む中、平成 25 年度においては、協定 書の締結や就職支援ナビの増配置に加え、地方自治体との一体的連携による就労支援の充実 を図るため、

☆福祉事務所内へのハローワーク常設窓口の設置

☆予約による訪問相談の積極的実施 など、抜本的に取組みを強化

#### 【効 果】

- ① 地方自治体とハローワークの情報共有が迅速となり、タイミングを逃さず効率的に生活 保護受給者等を誘導することが可能になり、支援対象者の増加に繋がる。
- ② 支援対象者の利便性が図られ、効果的な就職支援による就職数アップが見込まれる。
  - ・支援対象者[生活保護受給者(申請段階等)、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者]
  - ・支援メニュー[就職支援ナビによる個別相談、トライアル雇用の活用、公共訓練の斡旋、個別求人開拓、 就職自立・促進講習の活用、就労後のフォローアップ強化など]

#### ☆常設窓口の設置

【平成25年度】 大阪市内 9区に設置(就職支援ナビ 19名配置)

豊中市 1か所に設置(就職支援ナビ 2名配置)

【平成26年度】 岸和田市、高槻市、堺市内1区に設置(それぞれ就職支援ナビ2名配置)

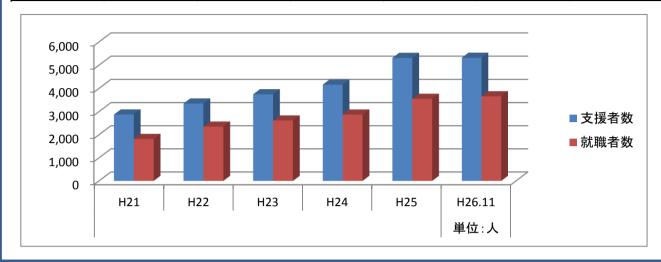
枚方市(平成27年3月設置予定)

☆予約による訪問相談の実施 38福祉事務所等【平成26年11月現在】

## 2 生活保護受給者等に対する就労支援の取組実績【大阪労働局】

単位:人

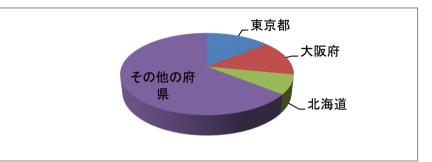
	H21	H22	H23	H24	H25	H26.11
支援者数	2,875	3,349	3,747	4,162	5,312	5,318
就職者数	1,817	2,350	2,615	2,872	3,550	3,657



### 3 生活保護受給者等の現状 「生活保護受給世帯数(平成26年9月現在)」

単位:世帯数

全国	1,611,953		
東京都	228,562		
大阪府	224,228		
北海道	122,736		
その他の府県	1,036,427		



大阪府 224, 228世帯(うち大阪市 117,567世帯)

注)うち稼働可能層と言われる「その他世帯」の世帯数(平成26年8月現在) 大阪府 33,480世帯(うち大阪市 18,606世帯)



〇堺市北区役所のハローワーク常設窓口【平成26年11月25日(火)オープン】